

自家用有償旅客運送の運行管理制度の改正概要

▶改正ポイント

- ①道路交通法上の安全運転管理者の選任義務の対象から除外
- ②運行管理の責任者の業務拡充
- ③自家用有償旅客運送自動車を5両以上配置する事務所を「特定事務所」と定義

▶特定事務所における運行管理の責任者に追加された業務（R4.10.1施行）

道路運送法施行規則第51条の17第3項【運行管理の責任者の業務】

- ・施行規則第51条19の規定により自家用有償旅客運送自動車の運行に関する計画を作成すること。
- ・施行規則第51条の20の規定により、交代するための運転者を配置すること（下記参照）。
- ・特定事務所にあつては、施行規則第51条の21の規定による措置を講ずること（下記参照）。
- ・自家用有償旅客運送の運転者に対し、第51条の22第1項から第3項までの規定により確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるもの（下記参照）をいう。同項において同じ。）を常時有効に保持すること。

▶特定事務所において追加された義務（R4.9.7改正、☆の項目以外R4.10.1施行）

道路運送法施行規則第51条の18～22項【自家用有償旅客運送者の責務】

- ・自家用有償旅客運送者は、特定事務所の運行管理の責任者に、国土交通大臣が告示で定める講習を受けさせなければならない。（第51条の18）
 - ・最高速度違反、過積載、過労運転、道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為の防止その他安全な運転の確保に留意して、自家用有償旅客運送自動車の運行に関する計画を作成しなければならない。（第51条の19）
 - ・自家用有償旅客運送自動車の運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交代するための運転者を配置しておかななければならない。（第51条の20）
 - ・異常な気象、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生じるおそれがあるときは、自家用有償旅客運送自動車の運転者に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。（第51条の21）
 - ・乗務を終了した運転者に対して、酒気帯びの有無について確認し、運転者ごとに確認を行った旨を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。（第51条の22第2項）
- ☆アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、前項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行わなければならない。（51条の22第3項）※当該項目については、当分の間は適用しない。

▶運行管理の責任者が受講する一般講習について（R4.9.7告示、R4.10.1施行）

道路運送法施行規則第51条の18の運行管理の責任者の講習を定める告示

- ・特定事務所の運行管理の責任者に、選任した日の属する年度の翌々年度以後2年ごとに一般講習を受講させなければならない。
- ・令和4年3月31日までの間に選任された特定事務所の運行管理の責任者に、この告示の施行の日（R4.10.1）から令和6年3月31日までの間に一般講習を受講させなければならない。
- ・前項の規定により一般講習を受講した特定事務所の運行管理の責任者については、一般講習を受講した日の属する年度の翌々年度以後2年ごとに一般講習を受講させなければならない。
- ・令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に道路交通法に基づく安全運転管理者の講習を受講した者は、一般講習を受講した者とみなす。

▶アルコール検知器について（R4.9.7告示、R4.10.1施行）

自家用有償旅客運送者が安全な運転のための確認等において用いるアルコール検知器を定める告示

道路運送法施行規則第51条の17第3項第7号の告示で定めるアルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とする。

自家用有償旅客運送関係通達の改正概要

▶ 道路運送法施行規則及び自動車事故報告規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第66号）によるアルコール検知器を使用した酒気帯び確認の義務化に伴う自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価の取扱いについて

特定事務所においては、アルコール検知器によるアルコールチェックが義務化され、アルコール検知器を用意する必要があることから、その確実な実施を期するため、アルコール検知器の購入費用等を運送に對する対価に転嫁することについて定めたもの。

▶ 「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」の一部改正について

2. 運送しようとする旅客の範囲について

「登録日において該当する者がいない区分については申請することができない」規定であったものを「該当する者がいない区分でも地域公共交通会議等で協議が調っている場合は、当該区分についても申請することができる」へ変更

▶ 道路運送法施行規則第51条の17第2項第3号に規定する国土交通大臣が同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者について

道路運送法施行規則第51条の17第3号の規定を明確化。

【下記のいずれにも該当する者】

①自動車の運転の管理に関し1年以上実務の経験を有する者

②一般講習を終了した者

※一般講習とは・・・自動車運送事業運輸規則第47条の9第3号、第48条の4第1項、第48条の5第1項及び第48条の12第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成24年国土交通省告示第454号）第2項第2号に規定する一般講習。

国土交通省において認定を受けた認定団体において実施（次頁参照）。

▶ 「福祉有償運送の登録に関する処理方針について」の一部改正について
▶ 「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」の一部改正について
▶ 「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」の一部改正について

・「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」と同様の改正（→福祉有償のみ）

・特定事務所における運行管理の責任者に、

・運行管理の責任者の講習受講義務

・運行に関する計画の作成義務

・交代運転者の配置義務

・異常気象時における措置を講ずる義務

を新たに規定

・アルコール検知器の「常時有効に保持」を明文化

（正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、アルコール検知器の制作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用するものとする。）

一般講習実施団体一覧 (国土交通省HP「自動車総合安全情報」より)

認定機関名	独立行政法人 自動車事故対策機構
認定年月日	【旅客】平成14年2月1日、【貨物】平成13年9月1日
所在地	各都道府県の支所所在地
問い合わせ先	最寄りの支所
認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習、特別講習）、貨物（基礎講習、一般講習、特別講習）

認定機関名	坂本自動車 株式会社（金町自動車教習所）
認定年月日	平成25年3月29日
所在地	東京都台東区日本堤2-36-10
問い合わせ先	03-3607-5101
認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習）、貨物（基礎講習、一般講習）

認定機関名	日野自動車 株式会社
認定年月日	【旅客】平成27年12月2日、【貨物】平成27年3月30日
所在地	東京都日野市日野台3丁目1-1
問い合わせ先	最寄りの拠点
認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習）、貨物（基礎講習、一般講習）

認定機関名	国際自動車 株式会社（kmグループ赤坂ホスピタリティカレッジ）
認定年月日	平成28年6月15日
所在地	東京都江東区東雲二丁目6番1号
問い合わせ先	03-5572-7333
認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習）

認定機関名	南関東日野自動車 株式会社
認定年月日	平成28年10月27日
所在地	東京都港区新橋5丁目18番1号
問い合わせ先	03-3578-3981
認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習）、貨物（基礎講習、一般講習）

認定機関名	東急バス 株式会社
認定年月日	平成29年2月6日
所在地	東京都目黒区東山3-8-1
問い合わせ先	03-6412-0185
認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習）

認定機関名	平和自動車交通株式会社
認定年月日	平成29年2月6日
所在地	東京都墨田区横川5-2-11
問い合わせ先	03-3623-5231
認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習）、貨物（基礎講習、一般講習）

認定機関名	合同会社オートライフセンター
認定年月日	平成29年4月10日
所在地	東京都羽村市双葉町2-20-40
問い合わせ先	042-555-5598
認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習）、貨物（基礎講習、一般講習）

認定機関名	株式会社 東京都江戸川トラック協会
認定年月日	平成30年3月5日
所在地	東京都江戸川区西葛西7-28-8
問い合わせ先	03-5674-1211
認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習）、貨物（基礎講習、一般講習）

認定機関名	一般社団法人 こころーど
認定年月日	平成30年12月27日
所在地	東京都大田区蒲田5-15-8
問い合わせ先	03-6424-7718
認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習）、貨物（基礎講習、一般講習）

認定機関名	株式会社 拝島自動車教習所
認定年月日	平成30年12月27日
所在地	東京都福生市大字熊川 1 4 9 5
問い合わせ先	042-551-2851
認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習）、貨物（基礎講習、一般講習）

認定機関名	株式会社 京成ドライビングスクール
認定年月日	平成31年2月8日
所在地	東京都葛飾区高砂 5 - 5 4 - 1 0
問い合わせ先	03-3657-3181
認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習）、貨物（基礎講習、一般講習）

認定機関名	杉並交通第2 株式会社
認定年月日	平成31年4月8日
所在地	東京都杉並区高井戸東3-36-15
問い合わせ先	03-3332-2345
認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習）、貨物（基礎講習、一般講習）

認定機関名	日本交通 株式会社
認定年月日	令和1年12月19日
所在地	東京都千代田区紀尾井町 3 - 1 2 紀尾井町ビル
問い合わせ先	03-5755-2151
認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習）

認定機関名	株式会社東京タクシー
認定年月日	令和2年11月10日
所在地	東京都足立区六木1丁目17番地29号
問い合わせ先	03-5856-3440
認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習）、貨物（基礎講習、一般講習）

認定機関名	株式会社WINGジャパン
認定年月日	令和2年12月14日
所在地	東京都千代田区神田錦町3丁目21番地 ちよだプラット フォームスクウェア1171
問い合わせ先	090-9815-7626
認定を受けている講習の 名称	旅客（基礎講習、一般講習）、貨物（基礎講習、一般講習）

認定機関名	飛鳥 D C 日野 株式会社
認定年月日	令和3年2月24日
所在地	東京都日野市旭が丘1丁目1番地の2
問い合わせ先	042-846-8477
認定を受けている講習の 名称	旅客（基礎講習、一般講習）、貨物（基礎講習、一般講習）

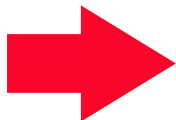
認定機関名	株式会社池上自動車教習所
認定年月日	令和3年7月26日
所在地	東京都大田区大森南5丁目5番5号
問い合わせ先	03-5737-7711
認定を受けている講習の 名称	旅客（基礎講習、一般講習）、貨物（基礎講習、一般講習）

特定事務所における運行管理の責任者の整理

運行管理の責任者の要件（道路運送法施行規則第51条の17の2項）

- 1号：旅客自動車運送事業運輸規則第48条の12に規定する受験資格を有する者
- 2号：道路交通法施行規則第9条の9第1項に規定する要件を備える者
- 3号：国土交通大臣が前2号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者

現在2号により責任者
を選任している事業所



安全運転管理者の要件を満たしていれば
運行管理の責任者の選任OK

基本ルール

2年ごとに道路運送法に基づく一般講習を受講する。

ケース1：R4. 3. 31までに運行管理の責任者に選任された者

▶ R6. 3. 31までに一般講習を受講する。

ケース2：R4. 4. 1～9. 30の間に運行管理の責任者に選任された者

▶ R4. 4. 1～9. 30までに間に安全運転管理者の講習または一般講習を受講していれば、次回講習はR6年度中に受講。

ケース3：R4. 10. 1以降運行管理の責任者に選任された者

▶ 安全運転管理者の講習または一般講習を受講し、R6. 4. 1以降は必ず一般講習を受講する。

R4. 4. 1～R5. 3. 31の間に安全運転管理者の講習を受講した者は

R4年度中に一般講習を受講した者と見なすため、一般講習受講義務が発生するのはR6年度。
R6年度以降は安全運転管理者の講習ではなく一般講習を受講しなければならない。